

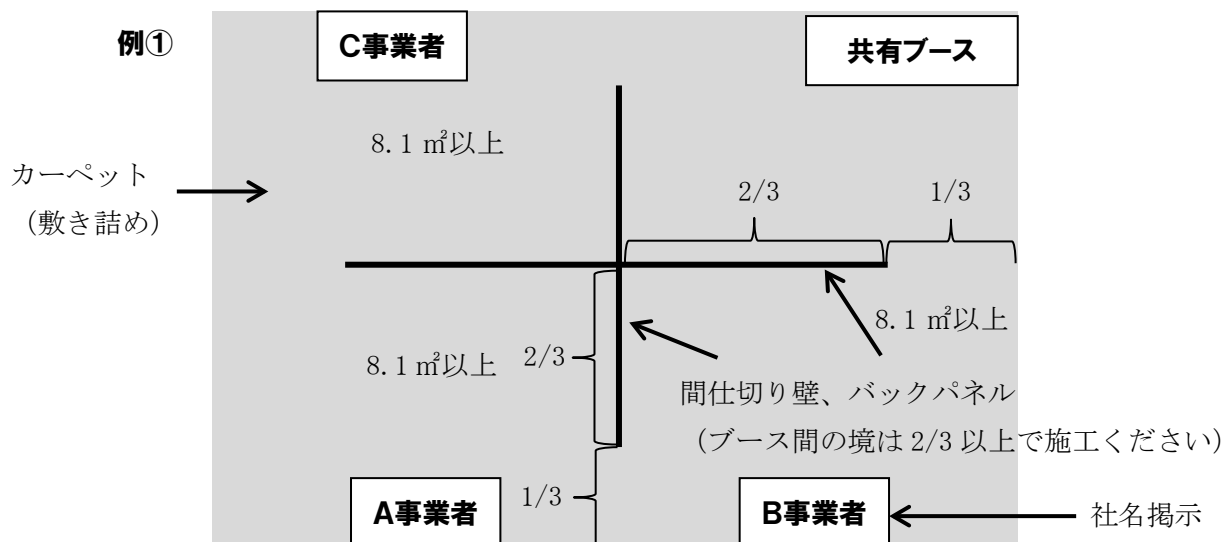
● 装飾規定

① 必ず施工しなければならない造作

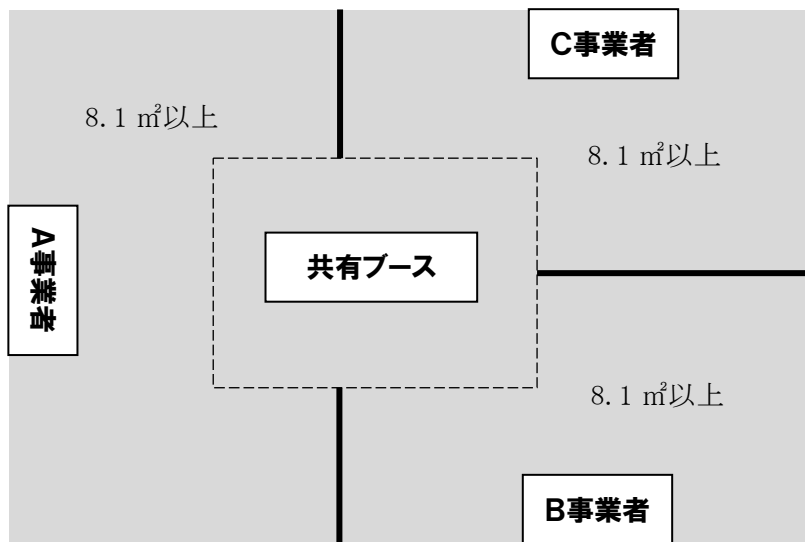
- カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル
- 社名掲示（出展社ならびに共同出展社の社名掲示が必要です。）

※基礎装飾は一切ありません。レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。

※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。



例②



② 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

- (1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。
(ただし、出展製品はこの限りではありません。)
- (2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

③ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が取付ける小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。
また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

④ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

(高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。)

⑤ 装飾物を天井から吊り下げることとは出来ません。

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊下げることは一切出来ません。

⑥ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

⑦ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。
ボンドなど接着剤の使用はできません。

⑧ 二階建施設を設置することは出来ません。

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。

また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

⑨ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。

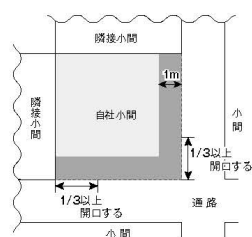
消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、その他の物品を放置しないでください。

なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

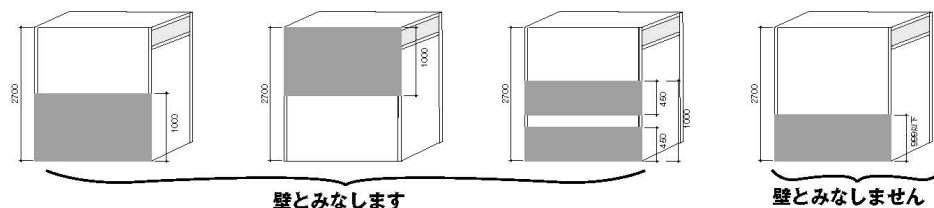
⑩ 通路から1mの範囲内に造作を施工する場合、間口の1/3以上を開けてください。

(自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません)

<平面図>



＜立面図＞



*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。(2.7m以上の部分はこの限りではありません)

⑪ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。

事前の申請がない場合は、千葉市美浜消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。

参考ブース

